

平成十六年四月三十日受領
答弁第八三三号

内閣衆質一五九第八三号

平成十六年四月三十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員井上和雄君提出年金の広報等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員井上和雄君提出年金の広報等に関する質問に対する答弁書

第一の一について

平成十四年度に社会保険庁が作成した年金教育用CD-ROMの作成費は四千二百十二万五千七百四十八円であり、その作成枚数は十一万六千枚である。

また、社団法人日本国民年金協会が当該作成に係る業務を委託した業者は年友企画株式会社であり、同協会から同社への支払金額を聴取したところ、三千七百七万五千五百円とのことである。

社会保険庁は、年金教育用CD-ROMの作成に当たり、公的年金が現役世代が納付する保険料を基本にして給付に必要な費用を賄う世代間扶養の仕組みで運営されていることについて若年者の理解を深めることが重要であると考え、中学生及び高校生に対する広報に資する内容とするよう、同協会に対して指導を行ったところである。

第一の二について

社団法人日本国民年金協会による年金教育用CD-ROMの作成に当たっては、社会保険庁の職員がその業務として指導及び監修を行っているが、報酬は受け取っていない。

第二について

平成十四年度に社会保険庁本庁において実施した年金の広報に要した費用の金額は、十億八千五百四十六万八千八百三十三円である。また、この広報に係る運送料を支払った運送会社、運送した印刷物及び支払金額は、別表のとおりである。その運送に要した費用は、全国の地方社会保険事務局及び社会保険事務所（地方社会保険事務局事務所を含む。）に同表に示した多くのリーフレット等を発送するために必要な金額であった。

第三の一について

お尋ねの社会保険六法平成十五年版を社会保険庁が購入した数は一万二千五百五十冊であり、その購入額は一億二千二百八十七万五千五百円である。その購入に要する費用は厳しい財政状況を踏まえ、その財源の一部には厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）第六条、附則第十八条ノ六ノ二等の規定に基づき年金保険料を充てている。

第三の二について

お尋ねの社会保険六法平成十五年版の作成に厚生労働省及び社会保険庁の職員が報酬を受けてかかわつ

ていた事例を厚生労働省及び社会保険庁において把握した限りでは、お尋ねの社会保険六法平成十五年版の作成にかかわる行為は、勤務時間外に行われていたものであり、また、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第百四条又は国家公務員倫理規程（平成十二年政令第百一号）第六条第一項の規定に反するものもなかったところである。このような職員の行為については、一般に政府が把握すべき立場にないことから、お尋ねの事項についてお答えすることは困難である。

第四について

年金の広報については、世代間扶養の理念について若年者が理解を深めることを始め、国民の一人一人が年金を身近で大切なものとして考え、公的年金制度の意義や役割を正しく理解するために重要なものと考えており、今後とも適正かつ効率的な広報の実施に努めてまいりたい。

別表

(単位：円)

運送会社	運送した印刷物	支払金額
総合ライフサービス株式会社	世代別リーフレット	1,597,753
	裁定請求手続の解説リーフレット	2,463,205
	総報酬制導入に係る周知用リーフレット（事業主用）	916,188
	総報酬制導入に係る周知用リーフレット（磁気媒体届出の促進を含む。）	1,440,799
	総報酬制導入に係る周知用リーフレット（窓口設置用）	1,237,236
	「60歳台前半の給付」に関するリーフレット	1,719,889
	小計	9,375,070
協新流通デベロッパー株式会社	年金教育用副読本	4,243,984
	学生納付特例制度・学生適用促進リーフレット及びポスター	3,555,273
	国民年金の第1号被保険者加入勸奨チラシ	2,623,705
	外国人加入勸奨リーフレット	
	学生納付特例制度・学生適用促進リーフレット及びポスター	1,291,857
小計	11,714,819	
株式会社小野包装	国民年金保険料免除制度周知用チラシ	6,558,835
	第3号被保険者に係る種別変更届出周知用リーフレット	1,328,932
	厚生年金保険の早わかり	2,007,085
	成人式用パンフレット	11,045,737
	小計	20,940,589
	合計	42,030,478

(注) 「国民年金の第1号被保険者加入勸奨チラシ」と「外国人加入勸奨リーフレット」は、併せて運送している。